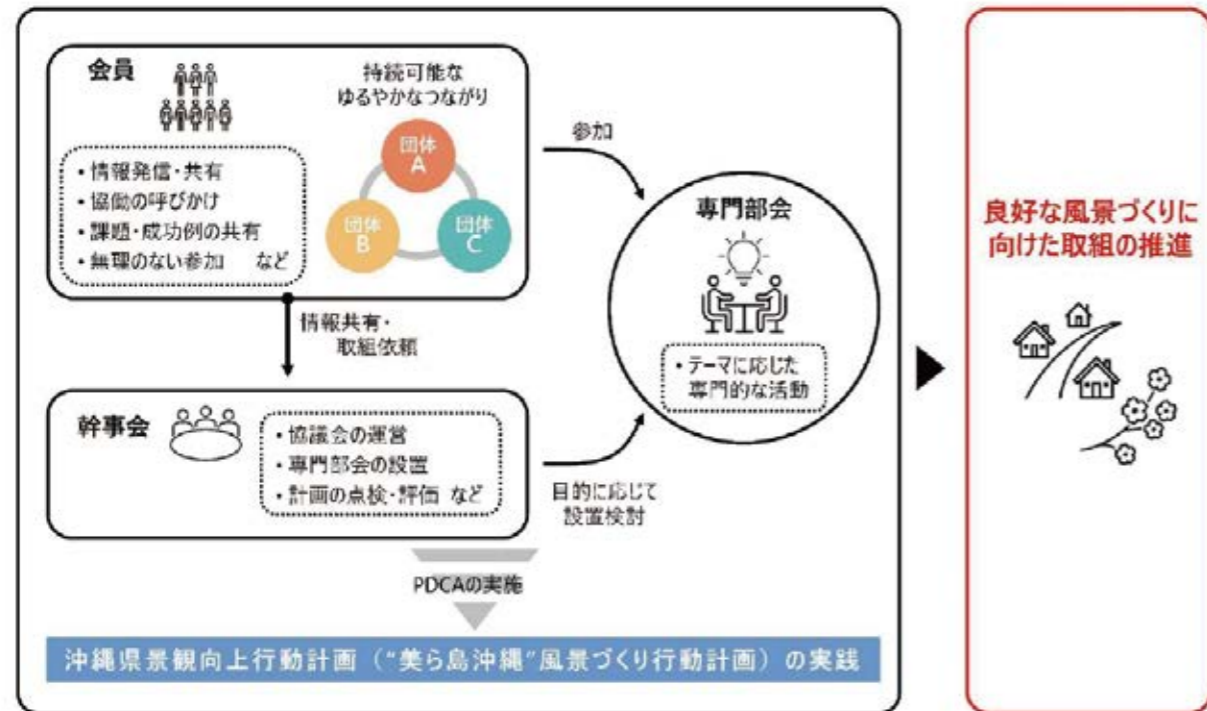


協議会の概要

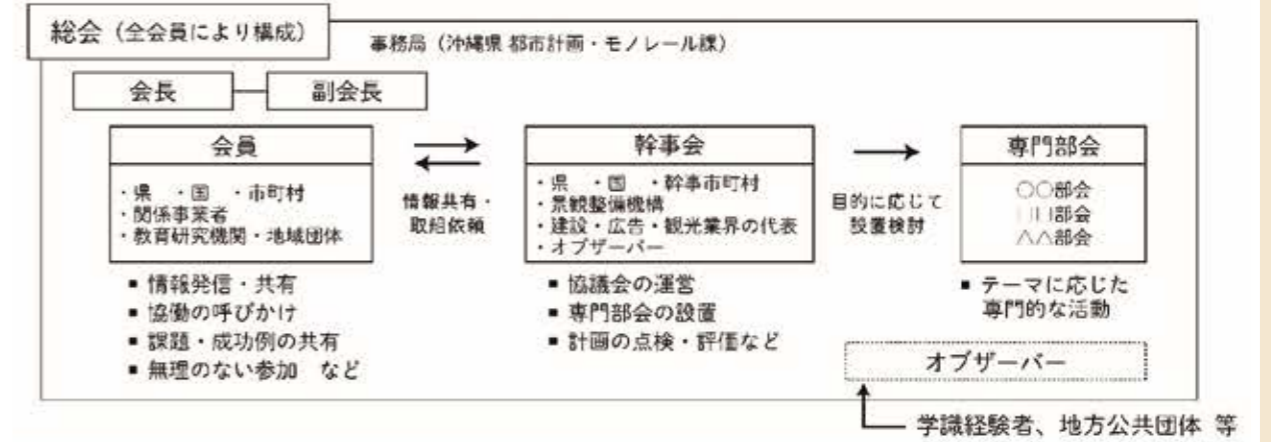
県民・まちづくり団体・事業者・教育研究機関・市町村・国及び県などの風景づくりに関係する各主体が、適切な役割分担のもとで、沖縄の風景づくりの重要性・必要性に加えて、地域の課題解決に向けた取組を共有し、連携・協働して風景づくりに関する活動を効果的かつ継続的に推進していくことを目指して、「美ら島沖縄」風景づくり協議会」を令和5年3月29日(水)に設立しました。

今後、それぞれの得意分野を生かしながら連携・協力し、地域の特色を活かした良好な景観の保全・創出、さらには地方創生や観光振興につなげていき、「住んでよし、訪れてよし、“美ら島沖縄”」の実現に向けて取り組んでいきます。

■ 会員・幹事会・専門部会の関係



■ 組織体制



“美ら島沖縄”風景づくり協議会 設立趣意書

沖縄県は、亜熱帯海洋性気候の下に形成された特有の自然環境や、アジア諸国との交流によって育まれてきた歴史・文化がもたらす独特の県土景観を有しています。先人たちが自然と共生する営みの中で、風水思想の影響も受けながらつくり、守り、育ててきた良好な景観は、私たちの生活に潤いと安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着を育てる県民共有の財産です。

2004年の景観法制定以降、現在までに県内の景観行政団体は36団体、景観計画は35団体と着実に増加しており、景観行政が地域に根付いてきています。各地で景観計画に基づく規制・誘導のしくみが整備されたことで、地域の特色を活かした良好な景観の保全・創出、さらには地方創生や観光振興につながることを期待されます。

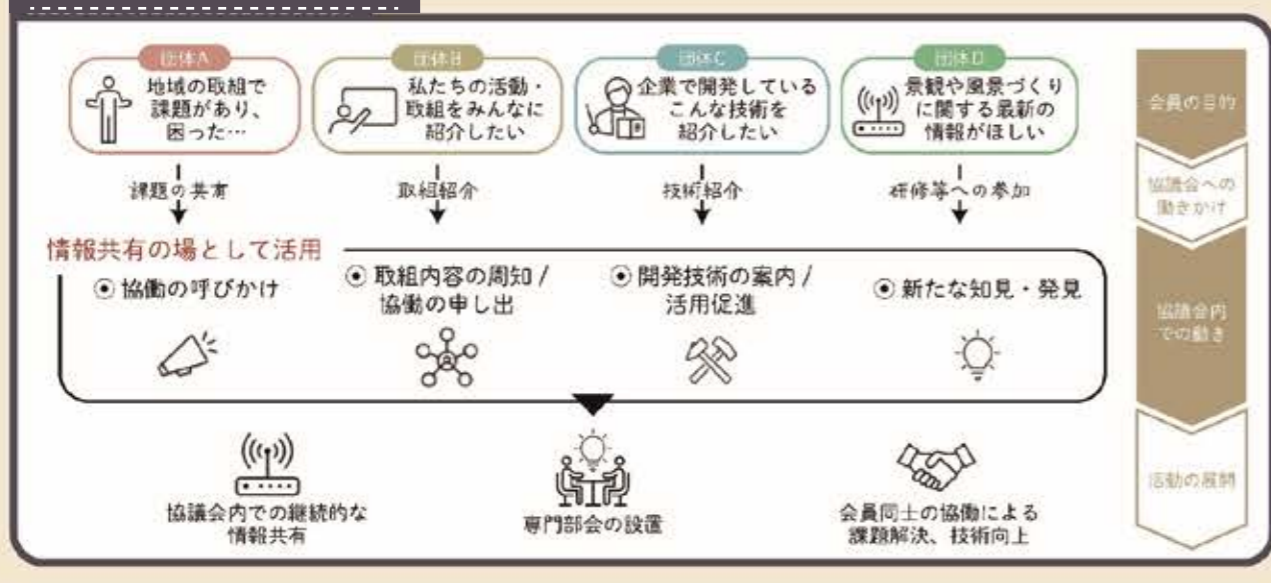
「住んでよし、訪れてよし、“美ら島沖縄”」の実現に向けては、身近にあって見過ごしがちな地域の良さや固有の資源に、私たち自身が気づき、守り育て、あるいは、より良い風景へと改善していく気持ちを持つことが大切です。さらに、風景づくりの実践のためには、私たち一人ひとりが自分ごととして捉え、主体的に行動していくことが欠かせません。

これからの風景づくりは、県民・まちづくり団体・事業者・教育研究機関・市町村・国及び県などの立場の異なる組織や人々が担い手として、明確な目的のもとにお互いに対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら連携し協力し合う必要があると考えられます。

そこで、風景づくりに関係する各主体が、適切な役割分担のもとで、沖縄の風景づくりの重要性・必要性に加えて、地域の課題解決に向けた取組を共有し、連携・協働して風景づくりに関する活動を効果的かつ継続的に推進していくことを目指して、「美ら島沖縄」風景づくり協議会」を設立します。

令和5年3月29日 “美ら島沖縄”風景づくり協議会設立総会

協議会の活動イメージ



風景づくり先導地区とは

風景づくり先導地区とは、沖縄県の風景づくりのトップランナーとして他地区をけん引する地区で、優先的に沖縄県の景観形成に対する支援策を受けることができます。

～風景づくり先導地区として認定された地区～

首里城周辺地区(那覇市)

浦添グスク周辺地区(浦添市)

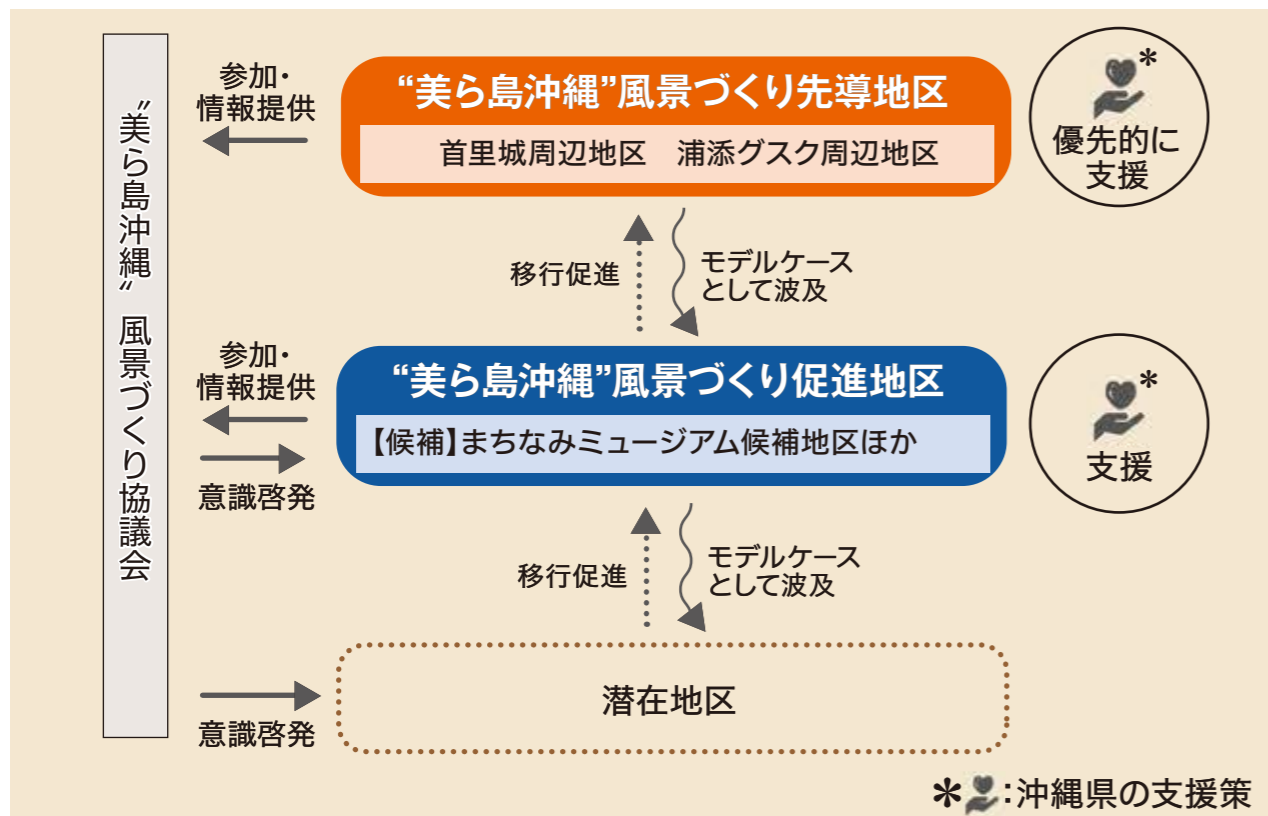
※上記2地区は、モデル的地区の認定要件全てを満たし、“美ら島沖縄”風景づくり協議会にて認定された地区です。

■モデル的地区への支援 ※「風景づくり先導地区」へ優先的に措置

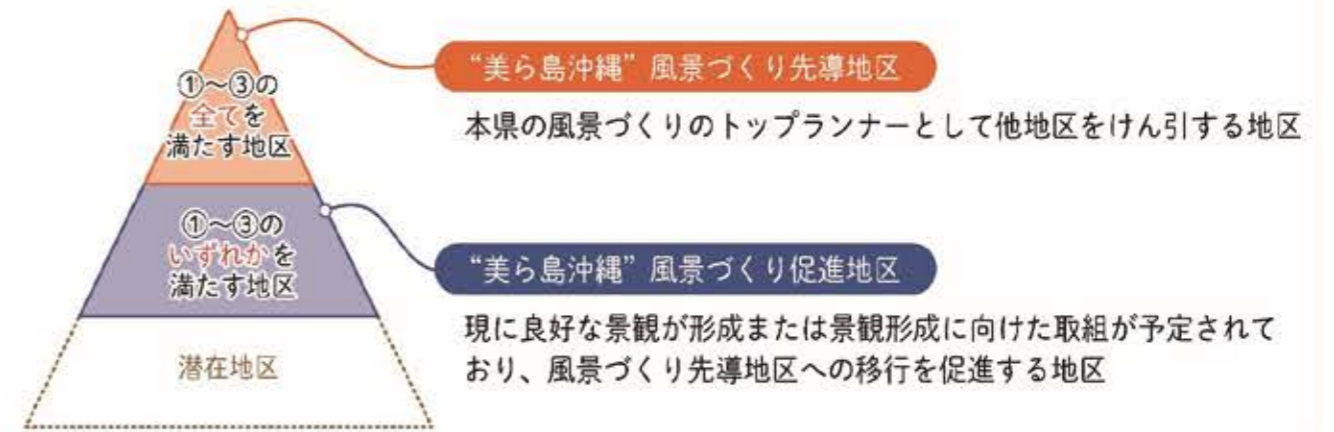
- 地区住民等を対象とした人材育成
- 沖縄県風景づくりポータルサイトにおける情報発信
- 景観地区等に関する情報提供、助言等の支援
- 地区内の取組への景観アドバイザー(施策・事業)の派遣
- 地区内の公共事業等における景観評価システムの運用



■協議会とモデル的地区の関連



■モデル的地区の種類と認定要件



認定要件	
① 景観地区等 (ルール確立)	景観地区(準景観地区)、市町村景観計画における重点地区、地区計画など、景観形成に関するルールが定められた地区を含むこと。
② 協議会等の設立 (活動体制確立)	地域住民、事業者、自治体等からなる協議会等を設立し、風景づくりに関する官民一体の推進体制が構築されていること。
③ 行動計画の策定 (取組確立)	地区の目指すべき姿、実施する取組内容・実施期間、取組の実施体制等が位置付けられた行動計画を策定していること。

■風景づくり促進地区 候補地

旧「まちなみミュージアム候補地区」

